別記第二十八号様式（第五条第七項関係）

【四半期連結包括利益計算書】

【第　四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		
繰延ヘッジ損益	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
非支配株主に係る四半期包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

１　四半期連結累計期間（連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期連結包括利益計算書を作成すること。

２　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３　四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成するほか、第２四半期連結会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第２四半期連結会計期間及び第３四半期連結会計期間（10月１日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期連結累計期間」とあるのは、「四半期連結会計期間」とすること。

別記第二十九号様式（第五条第七項関係）

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期連結累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１　この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第30号様式により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。

２　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。

３　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。